報酬支給額証明書

組合員に関する事項	組合員証番号	公立三重	請求月	令和　　年　　月
	組合員氏名			
	所属所コード			
	所属所名			

請求月における組合員の報酬額については、次のとおりです。

□ 請求月の報酬は、請求月の給与支給明細書のとおりです。

□ 請求月の報酬は、請求月の給与支給明細書の金額と異なります。（※）

請求月の報酬額　　円

上記のとおり証明します。

令和　　年　　月　　日

給与事務担当者

県立学校及び県教育委員会事務局に所属する方の場合は、総務事務担当者の証明が必要です。書類上段の『組合員に関する事項』記入のうえ、「所属所 ⇒ 総務事務課 ⇒ 共済組合」という流れで手続きを行ってください。

（※）証明時の主な注意点

- 報酬額とは、標準報酬制における報酬と同義です。
  具体的には、給料及び諸手当、１か月分に割り戻した通勤手当の合計額です。
  期末手当や勤勉手当、その他政令で定める手当は含みません。また、児童手当も含みません。
- 通勤手当（通勤定期）等、複数月分として一括支給されたものを１か月に割り戻した結果、１円未満の端数が生じたときは、末月以外の月はこれを切り捨て、切り捨てた額は末月分に加算して算定してください。
- 育児部分休業取得による給与の減額は勤務月の翌月に支給調整されますが、給与支給月（勤務月の翌月）の報酬として取り扱いますのでご留意ください。
- 給与条例の改正等による給与改定があった場合は、次のように取扱います。
  ・差額支給月より前・・・給与改定前の報酬額に基づき手当金を算定
  ・差額支給月以降・・・・給与改定後の報酬額に基づき手当金を算定

例：４月に遡及して給与改定があり、差額が１２月に支給された場合
　４～１１月分　　給与改定前の報酬額に基づき手当金を算定
　　（差額調整分は含めません。）
　１２月分　　給与改定後の報酬額に基づき手当金を算定
　　（差額調整額から、４～１１月分を差し引いた額を加算します。）

- 給付済の支給対象月に給与の戻入や追給等による報酬額の変更が発生した場合、手当金も返還や追給が発生します。請求時効は２年間ありますので、請求にあたっては諸手当等を含む給与計算の確定後に行っていただくようお願いします。